

港区議会の個人情報保護に関する条例の改正する条例

港区議会の個人情報の保護に関する条例（令和四年港区条例第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第十項中「第二条第八項」を「第二条第九項」に改める。

第十二条第五項中「及び第二十九条」を削り、「第二条第九項」を「第二条第十項」に改める。

第四十八条中「特定」の下に「に資する情報の提供」を加える。

第五十三条から第五十五条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

付 則

1 この条例は、令和七年六月一日から施行する。ただし、第二条第十項、第十二条第五項及び第四十八条の改正規定は、同年四月一日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。